

平成30年7月豪雨災害による義援金の募集について

平成30年7月の豪雨により各地で人的被害をはじめ住宅被害等大きな被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

この災害で被災されたかたへの支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

記

1. 義援金の受付

中央共同募金会による義援金募集

①義援金の名称「平成30年7月豪雨災害義援金」

②受付期間 2019年6月28日（金）まで

2. 受付場所

- ・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口
- ・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所
- ・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所

※領収書が必要なかたは、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)

妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階

電話 0255-72-7660